

神奈川県食の安全・安心審議会委員の任命時期の見直しについて

1 現状

- 神奈川県食の安全・安心審議会（以下「審議会」という。）は、食の安全・安心の確保に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することを目的に設置している
- このため、3年間の中期計画である「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」（以下、「指針」という。）の改定にあたっては、かながわ食の安全・安心条例に基づき、審議会へ諮問している。
- 指針改定の年は、夏頃までの実施結果をとりまとめ、秋頃に諮問し、パブリックコメントを実施した上で、2～3月頃に答申を受けている。
- 一方、神奈川県食の安全・安心審議会委員（以下「委員」という。）の任期は、1月1日から12月31日までの2年間である。（委員任期は神奈川県食の安全・安心審議会規則において2年と規定している。）
- このため、指針改定と委員改選が同年度の年は12月中に答申を受ける必要がある。

2 課題

- 指針改定と委員の任期満了が同年度の年であっても、改定内容の検討に要する時間を十分に確保する必要がある。

3 今後の対応（案）

- 委員の任命期間の始期を現行の1月から4月に見直す。
- なお、現委員の任期満了は令和5年12月31日であることから、次回改選後の委員任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日とする。
- 今後のスケジュールは次のとおりとする。

	審議会	委員任期
令和5年7月	令和5年度第1回審議会	
12月*	令和5年度第2回審議会	任期満了
令和6年4月		任命（令和6、7年度期）
秋頃	令和6年度第1回審議会（諮問）	
令和7年2～3月	令和6年度第2回審議会 ※審議会後に答申	
7月	令和7年度第1回審議会	
令和8年2月	令和7年度第2回審議会	
3月		任期満了
4月		任命（令和8、9年度期）

* 任期中に行動計画案に対する意見を聴取するため、令和5年度に限り、第2回審議会を12月に開催する。